

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第8の1の項金額の欄第2号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
143,000円

別表第8の1の項金額の欄第2号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
310,000円

別表第8の2の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同項金額の欄第2号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

21,000円

別表第8の2の項金額の欄第2号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
21,000円

別表第8の4の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改める。

別表第10の1の項金額の欄第1号中「カまで」を「キまで」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円

別表第10の1の項金額の欄第2号ア中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 100,000円

別表第10の1の項金額の欄第2号イ中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 256,000円

別表第10の4の項金額の欄第1号ア及びイ中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同欄第2号ア中「適合証」の次に「又はこれに相当すると認められるもの」を加え、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円

別表第10の4の項金額の欄第2号イ中「適合証」の次に「又はこれに相当すると

認められるもの」を加え、同号イ(ア)中「fまで」を「gまで」に改め、同号イ(ア)中 f を g とし、c から e ままで d から f ままでとし、同号イ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 100,000円

別表第10の4の項金額の欄第2号イ(イ)中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に、「fまで」を「gまで」に改め、同号イ(イ)中 f を g とし、c から e ままで d から f ままでとし、同号イ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 256,000円

別表第10の6の項金額の欄第1号ア中「又は建設住宅性能評価書」を「、建設住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同欄第2号ア中「又は認定通知書等」を「、認定通知書等又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同表備考第4項中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「規定する基準」の次に「並びに省令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第8及び別表第10の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

#### (提出理由)

低炭素建築物新築等計画認定申請等に係る手数料の面積の区分を細分化する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。